

# 定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

第71期（2024年4月1日～2025年3月31日）

- ① 新株予約権等の状況
- ② 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
- ③ 連結計算書類
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 計算書類
- ⑥ 計算書類の個別注記表
- ⑦ 監査報告

リーダー電子株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

# 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

## ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (ii) 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会規程に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- (iii) 経営会議規程に基づき、取締役、執行役員規程に基づく執行役員、及び経営幹部で構成される経営会議において、各部門における業務執行状況を報告させ、さらに経営の基本戦略の策定を行う。
- (iv) 業務の執行について監査等委員は監査等委員監査規程に基づき、監査する。さらに監査等委員は取締役会、経営会議の他あらゆる会議に参加し、取締役、執行役員の業務執行を監視する体制をとっている。
- (v) 使用人は、法令、定款はもとより、会社規程及び職務分掌／権限規程に基づき職務を執行する。
- (vi) 社内通報システム（目安箱）の設置により、使用人のみでなく取締役についても違法行為の通報により、その違法行為を未然に防ぐ体制としている。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議議事録の作成保存、稟議規程に基づく文書、その他各規程に基づき適切に文書管理し、適時閲覧できる体制としている。

その他の文書についても、ISO9001の文書管理手順に沿って管理している。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の危険を回避するべく、品質管理システムの構築、安全保障輸出管理規程に基づく管理、さらに企業の社会的責任、環境マネジメントシステムの構築とその実行を推進している。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、迅速に経営判断のできる体制としている。

さらに週1回の経営会議において、執行役員及び経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行に当たれる体制としている。

## ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ企業を管理するため、関係会社管理規程を定めており、グループとしての協力体制の構築をはかっている。

また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っている。

連結子会社に対しては、定期的に監査を実施して、業務の適正を確保する体制を整備している。

## ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査等委員の職務の補助をする使用人を置くこととし、その人事については、独立性を確保するため、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしている。

また、当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員の職務補助業務を優先するものとする。

## ⑦ 当社グループにおける取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は取締役会のほか、当社グループにおける重要な意思決定並びに取締役及び使用人の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める体制としている。

また、その説明を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨の周知徹底をはかる。

## ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

## ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は定期的な監査法人の監査に協力し、監査等委員会規程、監査等委員監査規程、業務監査規程、業務分掌規程、職務権限規程、組織規程等の諸規程に基づき監査し、さらに顧問弁護士の意見を得られる体制としている。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役は、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、迅速に経営判断ができるよう努めております。さらに週1回の経営会議において、経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行のできる体制維持に努めております。
- ② 監査等委員は、監査等委員監査規程に基づき、取締役の職務執行を監査するほか、取締役会、経営会議の他あらゆる会議に出席し、取締役及び使用人の業務の執行状況を確認しております。  
また、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書を閲覧し、業務の執行状況を監査するとともに、会計監査人との連携も適時行っております。
- ③ 取締役会は、法令、定款に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する体制維持に努めております。また、監査等委員は、法令遵守の観点から、取締役及び使用人の業務の執行について監査を行っております。  
業務監査室においては、監査計画表に基づき各部門の監査を実施し、業務が合法的に執行されていることを確認しております。  
社内通報システム（目安箱）の設置及び運用により、使用人のみでなく取締役についても違法行為を未然に防ぐ体制維持に努めております。
- ④ リスク管理規程に基づき、週1回開催される経営会議にてリスク管理の全社的推進と必要な情報の共有化をはかるとともに、潜在リスクの有無、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	3,571,280
受取手形、売掛金及び契約資産	1,229,114
電子記録債権	930,181
商品及び製品	31,071
仕掛品	555,132
原材料及び貯蔵品	20,935
前渡金	135,361
前払費用	440,000
未収還付法人税等	53,549
その他の流動資産	125,019
貸倒引当金	55,723
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物及び構築物	959,983
機械装置及び運搬具	445,832
工具、器具及び備品	389,041
土地	1,605
リース資産	36,677
<b>無形固定資産</b>	
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	43,392
生命保険積立金	155,508
長期前渡金	34,630
長期前渡金	260,000
その他の投資	20,620
<b>資産合計</b>	<b>4,531,263</b>

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
貢掛け金	860,520
短期借入金	138,763
1年内返済予定の長期借入金	221,447
リース債務	6,862
未払費用	26,564
未払金	90,107
未払法人税等	101,196
賞与引当金	68,979
前受金	52,269
その他の流動負債	122,867
<b>固定負債</b>	
長期借入金	31,461
リース債務	467,268
繰延税金負債	2,859
退職給付に係る負債	11,289
<b>負債合計</b>	<b>11,289</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	3,246,965
資本剰余金	1,342,408
利益剰余金	1,881,725
自己株式	792,410
その他の包括利益累計額	△769,579
△43,489	
その他有価証券評価差額金	△66,284
為替換算調整勘定	△109,774
<b>純資産合計</b>	<b>3,203,475</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,531,263</b>

# 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	4,117,038
売上原価	1,542,443
売上総利益	2,574,595
販売費及び一般管理費	2,754,045
営業損失	179,449
<b>営業外収益</b>	
受取利息	194
受取配当金	5,643
その他	869
	6,707
<b>営業外費用</b>	
支払利息	3,547
売上割引	695
為替差損	39,825
貸倒引当金繰入額	24
その他	7,149
	51,241
経常損失	223,984
<b>特別利益</b>	
固定資産売却益	4,160
新株予約券戻入益	16,857
	21,018
<b>特別損失</b>	
固定資産除却損	29
固定資産売却損	25
減損損失	9,515
	9,570
<b>税金等調整前当期純損失</b>	212,536
法人税、住民税及び事業税	57,458
法人税等還付額	△50,420
法人税等調整額	△34,328
	△27,291
<b>当期純損失</b>	185,245
<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>	185,245

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 期首残高	1,335,965	1,875,282	1,028,237	△769,579	3,469,906
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	6,443	6,443			12,886
剰余金の配当			△50,581		△50,581
親会社株主に帰属する当期純損失			△185,245		△185,245
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	6,443	6,443	△235,827	－	△222,941
2025年3月31日 期末残高	1,342,408	1,881,725	792,410	△769,579	3,246,965

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日 期首残高	77,215	△207,243	△130,027	19,033	3,358,912
連結会計年度中の変動額					
新株の発行				△2,176	10,710
剰余金の配当					△50,581
親会社株主に帰属する当期純損失					△185,245
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△10,930	97,468	86,538	△16,857	69,680
連結会計年度中の変動額合計	△10,930	97,468	86,538	△19,033	△155,437
2025年3月31日 期末残高	66,284	△109,774	△43,489	－	3,203,475

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の状況

・連結子会社の数	5社
・連結子会社の名称	リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション 佳隆利宜達（北京）電子貿易有限公司 リーダー・コリア・カンパニー・リミテッド リーダー・ヨーロッパ・リミテッド Leader Electronics of Europe Limited

### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の事業年度の計算書類を使用しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

・市場価格のない 株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価移動平均法により算定）
・市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法

##### ロ. デリバティブ

ハ. 棚卸資産	時価法 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
---------	--

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～20年

##### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ハ. リース資産

#### ③ 重要な引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

当社グループは、従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社は、役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上することとしております。

**④ 収益及び費用の計上基準**

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主にビデオ関連機器商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、商品を受け渡した時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

但し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

**⑤ 退職給付に係る会計処理の方法**

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づいた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており、確定拠出型の企業年金制度については、拠出時の費用を退職給付債務としております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	売上高
品目別	
ビデオ関連	3,583,805
電波関連	248,446
その他	284,786
顧客との契約から生じる収益	4,117,038
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,117,038

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の『④収益及び費用の計上基準』に記載の通りであります。

#### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、115,342千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足について5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産の減損損失	9,515

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

Leader Electronics of Europe Limited (旧 Phabrix Limited) は、当連結会計年度末において、日本会計基準では同社は債務超過となっていることから、当連結会計年度末において有形固定資産8,215千円を減損損失として計上します。

また、リーダー・ヨーロッパ・リミテッドにつきましても、2024年3月31日付のLeader Electronics of Europe Limitedへの事業譲渡により同社にて十分な将来キャッシュ・フローが見込めないことから、2025年3月期において、有形固定資産1,299を減損損失として計上します。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額に関する事項

有形固定資産の減価償却累計額 1,240,278千円

### (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務に関する事項

#### ① 担保に供している資産

(単位：千円)

		当連結会計年度
建物		387,411
土地		12,420
合計		399,832

#### ② 担保に係る債務

(単位：千円)

		当連結会計年度
短期借入金		200,000
合計		200,000

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,497,301株	17,000株	－株	4,514,301株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権行使に伴う新株発行による増加17,000株によるものであります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,125,170株	－株	－株	1,125,170株

### (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する注記事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	148,700	－	148,700	－	－
合計		－	148,700	－	148,700	－	－

(注) 目的となる株式の数の減少は、権利行使による減少17,000及び権利失効による減少131,700によるものです。

#### (4) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

2024年6月27日開催の第70期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 50,581千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月27日開催の第71期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 50,836千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月30日

### 7. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心に運用しております。また、運転資金等は銀行借入により調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権にかかる顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を行うことによって、リスク低減をはかっております。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、個別にデリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

投資有価証券は株式等であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券			
その他有価証券	155,508	155,508	—
資産計	155,508	155,508	—
②長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	9,722	10,056	334
負債計	9,722	10,056	334

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
  - レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
  - レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	155,508	—	—	155,508
資産計	155,508	—	—	155,508

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	—	10,056	—	10,056
負債計	—	10,056	—	10,056

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### 資 産

###### ①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価レベルをレベル1の時価に分類しております。

##### 負 債

###### ②長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価レベルをレベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は簿価と近似していることから、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 945円22銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 △54円81銭

## 9. 企業結合に関する注記

(連結子会社（孫会社）間の事業の譲渡)

当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、連結子会社であるリーダー・ヨーロッパ・リミテッドの事業を連結孫会社であるPhabrix Limited(現 Leader Electronics of Europe Limited)に譲渡することを決議し、同日付にて譲渡を実施いたしました。

### (1) 取引の概要

#### ① 譲渡の理由

当社グループは、技術力・商品開発力・コスト競争力の強化を目的として、2019年7月にPhabrix Limited(現 Leader Electronics of Europe Limited)を買収いたしました。

当社グループの技術力・商品開発力・コスト競争力の強化において一定の成果が表れたと認識しており、今後の更なる収益力の強化のための両社の業務の統合による効率化を目的として、リーダー・ヨーロッパ・リミテッドの事業を連結孫会社であるPhabrix Limitedに譲渡いたしました。

#### ② 譲渡される事業

ビデオ関連製品の販売

#### ③ 譲渡される資産・負債の内容

譲渡資産・負債の内容: 有形固定資産、リース資産、差入保証金、リース債務 等

#### ④ 譲渡価額

簿価による譲渡

#### ⑤ 譲渡の時期

譲渡日 2024年3月29日

### (2) 実施する会計処理の概要

当連結子会社の決算日は12月31日であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、2025年3月期の連結計算書類にて、共通支配下の取引として処理しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	644,603
受取手形	3,116
電子記録債権	31,071
売掛金	893,486
商品及び製品	316,803
前渡金	440,000
関係会社短期貸付金	281,039
その他の流動資産	100,865
貸倒引当金	△432,429
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物	387,411
土地	12,420
リース資産	2,789
その他の有形固定資産	25,513
<b>無形固定資産</b>	
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	155,508
関係会社株式	0
関係会社出資金	25,804
関係会社長期貸付金	691,937
生命保険積立金	34,630
長期前渡金	260,000
その他の投資	14,307
貸倒引当金	△691,937
<b>資産合計</b>	<b>3,240,335</b>

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
買掛金	91,292
短期借入金	200,000
リース債務	3,068
未払金	70,002
未払費用	8,576
未払法人税等	37,235
賞与引当金	52,269
その他の流動負債	18,570
<b>固定負債</b>	
退職給付引当金	353,600
繰延税金負債	93,482
<b>負債合計</b>	<b>928,098</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	1,342,408
資本剰余金	1,881,725
資本準備金	1,451,472
自己株式処分差益	430,253
<b>利益剰余金</b>	
利益準備金	63,961
その他利益剰余金	△272,563
繰越利益剰余金	△272,563
<b>自己株式</b>	
<b>評価・換算差額等</b>	
その他有価証券評価差額金	66,284
<b>純資産合計</b>	<b>2,312,237</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,240,335</b>

# 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		2,850,010
売上原価		1,544,417
売上総利益		1,305,592
販売費及び一般管理費		1,424,474
営業損失		118,882
営業外収益		
受取利息	25,360	
受取配当金	5,643	
その他	1,698	32,702
営業外費用		
支払利息	9,086	
為替差損	26,928	
貸倒引当金繰入額	757,418	
売上割引	695	
その他	5,612	799,741
経常損失		885,921
特別利益		
新株予約権戻入益	16,857	16,857
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純損失		869,064
法人税、住民税及び事業税	25,646	
法人税等調整額	△26,948	△1,301
当期純損失		867,762

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本準備金	自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
2024年4月1日 期首残高	1,335,965	1,445,029	430,253	1,875,282	63,961	645,781	709,742	△769,579	3,151,411			
事業年度中の変動額												
新株の発行	6,443	6,443		6,443					12,886			
剰余金の配当						△50,581	△50,581		△50,581			
当期純損失 (△)						△867,762	△867,762		△867,762			
自己株式の取得												
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	6,443	6,443	－	6,443	－	△918,344	△918,344	－	△905,458			
2025年3月31日 期末残高	1,342,408	1,451,472	430,253	1,881,725	63,961	△272,563	△208,602	△769,579	2,245,952			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日 期首残高	77,215	77,215	19,033	3,247,660
事業年度中の変動額				
新株の発行			△2,176	10,710
剰余金の配当				△50,581
当期純損失 (△)				△867,762
自己株式の取得				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△10,930	△10,930	△16,857	△27,788
事業年度中の変動額合計	△10,930	△10,930	△19,033	△935,423
2025年3月31日 期末残高	66,284	66,284	－	2,312,237

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

#### (4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にビデオ関連機器商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、商品を受け渡した時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

但し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

## 2. 収益認識に関する注記

顧客からの契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 3.収益認識に関する注記」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 関係会社投融資の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社短期貸付金	281,039
上記に係る貸倒引当金	281,039
関係会社株式	0
関係会社出資金	25,804
関係会社長期貸付金	691,937
上記に係る貸倒引当金	691,937

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があると判断された場合を除き、実質価額まで評価損を計上しております。また、関係会社に対する貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当該見積額は、翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合や、予算等の見積もりの前提が変化した場合、翌事業年度の計算書類における関係会社投融資の評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権、債務

関係会社に対する短期金銭債権	615,692千円
関係会社に対する長期金銭債権	691,937千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,992千円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,215,460千円

### (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務に関する事項

#### ① 担保に供している資産

(単位：千円)

	当事業年度
建物	387,411
土地	12,420
合計	399,832

#### ② 担保に係る債務

(単位：千円)

	当事業年度
短期借入金	200,000
合計	200,000

## 6. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高	1,052,684千円
仕入高	216,822千円
販売費及び一般管理費	－千円
営業取引以外の取引（受取利息）	25,342千円
営業取引以外の取引（支払利息）	8,141千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,125,170株	－株	－株	1,125,170株

## 8. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	111,278千円
賞与引当金	16,449
関係会社株式評価損	130,422
税務上の繰越欠損金	437,033
株式報酬費用	2,490
貸倒引当金	353,838
その他	4,369
小計	<u>1,055,881</u>
評価性引当額	<u>△1,055,881</u>
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
長期貸付金	63,043
その他有価証券評価差額金	30,438
繰延税金負債合計	<u>93,482</u>
繰延税金負債の純額	<u>93,482</u>

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	リーダー・インスツルメンツ・コーポレーション	アメリカ ニュージャージー州	1,800千米ドル	北米・中南米におけるリーダー電子製品及びPhabrix製品の販売	所有 直接 100.0	兼任 1人	当社製品の販売先	当社製品の販売(注1) 資金の借入 資金の返済 利息の支払	588,823 319,470 299,260 8,141	売掛金 関係会社短期借入金	162,677 -
子会社	リーダー・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス ロンドン	500千ポンド	ヨーロッパ・中東におけるリーダー電子製品及びPhabrix製品の販売	所有 直接 100.0	兼任 1人	当社製品の販売先	資金の回収 利息の受取	373,860 15,736	関係会社長期貸付金(注2)	691,937
子会社	Leader Electronics of Europe Limited	イギリス バークシャー州	75千ポンド	ヨーロッパ・中東におけるリーダー電子製品の販売 電子計測器の開発製造販売	所有 間接 100.0	兼任 1人	当社製品の販売先 製品の仕入先	当社製品の販売(注1) 資金の貸付 利息の受取	257,009 105,508 9,606	売掛金 未収金 仮払金 関係会社短期貸付金(注2)	134,202 17,044 136 281,039

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社製品の販売については、市場価格を勘案して販売価額を決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. リーダー・ヨーロッパ・リミテッドへの関係会社長期貸付金及びLeader Electronics of Europe Limitedへの売掛金、未収金、仮払金及び関係会社短期貸付金の全額に対し、貸倒引当金を設定しております。また、当連結会計年度においてリーダー・ヨーロッパ・リミテッド向けに476,363千円、Leader Electronics of Europe Limited向けに432,422千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	682円25銭
(2) 1株当たり当期純損失	△256円77銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、2025年6月27日に開催を予定している当社定時株主総会に、以下のとおり資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

### (1) 資本準備金額の減少及び剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を解消し、財務体質の健全化を図ることのほか、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えるとともに、繰越利益剰余金の欠損補填に充当するもの。

### (2) 資本準備金額の減少の要領

- ① 減少する資本準備金の額  
当社の資本準備金の額の1,451,472,267円のうち900,000,000円を減少し、551,472,267円とします。
- ② 資本準備金の額の減少の方法  
減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

### (3) 剰余金の処分の内容

- ① 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 272,563,265円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 272,563,265円

### (4) 日程

取締役決議日	2025年5月22日
債権者異議申述公告	2025年5月23日
債権者異議申述最終期日	2025年6月23日（予定）
株主総会決議日	2025年6月27日（予定）
減資の効力発生日	2025年6月30日（予定）

### (5) 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、2025年6月27日開催予定の第71期定時株主総会において、「資本準備金額の減少及び剰余金の処分」が承認可決されることを条件としております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

リーダー電子株式会社  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所  
指 定 社 員 公認会計士 平賀 康磨  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 米川 博  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リーダー電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーダー電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

リーダー電子株式会社  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所  
指 定 社 員 公認会計士 平賀 康磨  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 米川 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リーダー電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通説の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月5日

リーダー電子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 梶川元靖   
社外監査等委員 小川克己   
社外監査等委員 楠田喜彦   
社外監査等委員 小野塚格 

(注) 監査等委員小川克己、楠田喜彦及び小野塚格は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上